

第13回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

1. 新株予約権等の状況
2. 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
4. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
5. 連結計算書類の連結注記表
6. 計算書類の株主資本等変動計算書
7. 計算書類の個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日)

株式会社オルトプラス

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.altplus.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,795千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の法令順守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し管理する。
- ② 各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令順守体制の整備及び推進に努める。
- ③ 代表取締役CEO直轄の経営企画室が「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の順守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的な内部監査を実施する。
- ④ 内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見、未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 多様化するリスクに対処するため、経営企画室が当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。
- ② 取締役は、事業上の重要なリスク及び内部統制にかかる重要な欠陥等の情報について、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程において、職務権限、責任及び分掌を定める。
 - ③ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
 - ② 当社取締役、監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査する。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規程」に基づき、取締役会において財務報告や事業運営等に関する重要な報告を受ける。
- (7) 子会社の損失の危機の管理に関する体制
- ① 「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。
 - ② 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 各子会社にその事業内容・規模・当社との関係等を踏まえた事業計画を定めさせるとともに、子会社と当社の経営企画室にて情報共有の会議を定期的に開催し事業計画の進捗を管理し、効率的な業務運営を図る。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席できるほか、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧することができる。
 - ② 取締役及び使用人は、重要な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、当社グループの事業又は業績に重要な影響を及ぼす事項の報告を、取締役及び使用人に対し、直接求めることができる。
- (10) 子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。
- (11) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
 - ② 監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた体制
- 当社グループは反社会的勢力に対し、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求等に応じたりすることがないように毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値向上及び株主価値を最大化させるために、コーポレートガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を19回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、当社グループにおけるリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処を行うため、経営企画室がリスク管理全般を統括推進しております。

(3) コンプライアンスへの取り組みについて

当社は、役員及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、当社代表取締役と定期的に面談を実施するとともに、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

4. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000,000	1,087,197	△393,040	△0	1,694,156
会計方針の変更による累積的影響額			14,118		14,118
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	1,087,197	△378,921	△0	1,708,275
当 期 変 動 額					
減 資	△990,000	990,000			-
親会社株主に帰属する当期純損失			△780,445		△780,445
連結子会社の売却による持分の増減		182			182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△990,000	990,182	△780,445	-	△780,263
当 期 末 残 高	10,000	2,077,379	△1,159,367	△0	928,011

	非支配株主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,486	1,698,642
会計方針の変更による累積的影響額	△844	13,274
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,642	1,711,917
当 期 変 動 額		
減 資		-
親会社株主に帰属する当期純損失		△780,445
連結子会社の売却による持分の増減		182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	143	143
当 期 変 動 額 合 計	143	△780,119
当 期 末 残 高	3,785	931,797

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 連結計算書類の連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで8期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となり、当連結会計年度においても、営業損失801,755千円、経常損失740,306千円、親会社株主に帰属する当期純損失780,445千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当連結会計年度においても存在しております。当社グループは、当該事象または状況を解消するために以下の対応策を講じております。

1. 事業構造の改善

① 運営タイトルの選択と集中

当社グループで運営する既存タイトルについて更に見直しを進め、ユーザー課金額の減少により採算性が低下し、コスト削減等の改善施策をおこなっても収益性の回復が見込めないと判断したタイトルについては、早期にサービスの終了を進めてまいります。

なお、運営終了により生じたゲーム開発・運営人員は新規の開発受託、運営受託にシフトさせるほか、ゲーム支援事業を通じて他社のゲーム開発・運営現場へ派遣するなど人材リソースの効率的な活用を図ってまいります。

② 他社ゲームタイトル等の開発受託及び運営受託の強化

当社グループがこれまで行ってきたゲームタイトル開発と運営で培ったノウハウを生かして、他社ゲームタイトルの開発受託、運営受託により、安定した売上及び利益の確保を進めてまいります。

また、バーチャルリアリティやブロックチェーンといった新たな技術を取り入れたゲームの開発受託やゲーム事業で培った知見やノウハウを活用して消費者向けの新しいサービスや企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）関連の開発受託を進めてまいります。

③ 経費の削減

2022年7月にオフィスを移転縮小し、オフィス賃料の引き下げをおこないましたが、引き続き支払手数料や業務委託費などの全社的な管理コストの見直しや、サーバー費用、外注製作費、業務委託費などの製造経費の見直しにより、コスト削減を継続して進めてまいります。

④ 事業の集約化

中核事業にあたらぬ子会社や相応の先行投資が必要な子会社については、事業売却もしくはMBOによるグループからのスピナウトを検討し、実行してまいります。

2. 事業資金の確保・維持

今後の事業活動資金の安定的な確保・維持のため、グループ各社にて間接・直接を問わず幅広く資金調達の可能性について検討を進めてまいります。

なお、有価証券届出書に記載のとおり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行による資金調達を進めております。

以上の対応策を実施するとともに、今後も有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、主たる事業であるゲーム事業における運営タイトルの売上見込については将来の予測を含んでいること、新規の開発受託及び運営受託案件の獲得は現時点では不確実性があり、引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社オルトプラス高知 株式会社アイディアファクトリープラス 株式会社OneSports 株式会社STAND

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社プレイシークは、同社代表取締役が当社の従業員の地位を解消し、実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称	
持分法を適用した関連会社の数	1社
会社の名称	株式会社DMMオンクレ

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建物 3年～22年
	工具、器具及び備品 3年～6年

ロ 無形固定資産	定額法を採用しております。
----------	---------------

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社貸倒引当金

関係会社の債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積み、当該見積み期間に応じて収益を認識しております。

ロ. 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、期間が短かつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積み、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。〕等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

(1) オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、従来、ユーザーがゲーム内通貨を使用し、アイテムを購入した時点で収益を認識しておりましたが、当連結会計年度よりユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積み、当該見積み期間に応じて収益を認識することとしました。

(2) 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、従来は、検収基準によって収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、期間が短かつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積み、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は28,744千円減少、売上原価は14,699千円減少、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ14,045千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は14,118千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社に対する長期貸付金の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	85,159千円
-----------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する長期貸付金の評価に当たっては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、各関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。

翌連結会計年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化し、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、関係会社貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末においては「持分法会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第9号)第20項及び第21項に従って、持分法による投資損失を計上し関係会社長期貸付金を73,605千円減額しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は2022年3月17日付開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。なお、2022年7月に本社の移転は完了しております。これに伴い、当社の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務につきましては、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 120,000千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 39,996千円

長期借入金 76,675千円

計 116,671千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

40,689千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 50,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 50,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（株）	17,405,198	—	—	17,405,198
合計	17,405,198	—	—	17,405,198

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（株）	1,517	3,063	—	4,580

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入のほか、社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

営業債権債務のうち一部には外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場会社であり、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されております。

差入保証金は本社オフィス等の賃貸借契約等に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、当社の関係会社に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

関係会社長期貸付金は、関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

□ 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定では、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	263,891	253,750	△10,141
関係会社長期貸付金(※2)	85,159	85,159	－
資産計	349,050	338,909	△10,141
長期借入金(※3)	116,671	116,671	－
負債計	116,671	116,671	－

(※1) 現金及び預金については、現金であることから注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 関係会社長期貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	67

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	783,871	—	—	—
売掛金及び契約資産	663,256	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	85,159	—	—
差入保証金	225,818	37,972	—	100
合計	1,672,946	123,132	—	100

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金(※)	39,996	39,996	36,679	—	—
合計	39,996	39,996	36,679	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	253,750	—	253,750
関係会社長期貸付金	—	85,159	—	85,159
資産計	—	338,909	—	338,909
長期借入金(※)	—	116,671	—	116,671
負債計	—	116,671	—	116,671

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、持分法適用に伴う投資損失を直接減額した将来キャッシュ・フローと信用リスクを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、エンターテインメント&ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
ゲーム運営による課金収入等	4,329,944
受託開発収入	155,497
その他	1,518,869
顧客との契約から生じる収益	6,004,310
外部顧客への売上高	6,004,310

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	721,779
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	659,171
契約資産(期首残高)	33,519
契約資産(期末残高)	4,084
契約負債(期首残高)	2,277
契約負債(期末残高)	1,222

連結貸借対照表上、契約資産は「売掛金及び契約資産」、契約負債は流動負債の「その他」にそれぞれ計上しております。

契約資産は、受託開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受託開発にかかる対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,277千円であります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	53円33銭
(2) 1株当たり当期純損失	44円85銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第7回新株予約権及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行)

当社は、2022年11月10日開催の取締役会決議において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。)、第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)及び第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」といい、第7回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を決議し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受けにつき金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結することを決議いたしました。

発行する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第7回新株予約権及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の概要は以下のとおりであります。

1. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

(1)	払込期日	2022年11月28日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金10,000,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4)	当該発行による潜在株式数	1,581,640株（新株予約権1個につき39,541株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である252.9円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額（以下「下限転換価額」といいます。）は、140.5円であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、2,846,960株（新株予約権1個につき71,174株）です。
(5)	調達資金の額	400,000,000円
(6)	転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額252.9円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2023年5月28日に初回の修正がされ、以後6ヶ月が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を「CB修正日」といいます。）。本項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、当該CB修正日に先立つ3取引日（但し、終値がない日を含みません。以下、本項において同じです。）間の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「基準転換価額」といいます。）に修正されます。なお、各CB修正日に先立つ3取引日間の期間中に本新株予約権付社債の発行要項第12項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
(7)	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債を割当予定先に割り当てます。
(8)	利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2025年11月28日
(9)	償還価額	額面100円につき100円

<p>(10)</p>	<p>その他</p>	<p>(1) 当社は、本社債の発行から18ヶ月間が経過した日以降のいずれかの20連続取引日において、当該20連続取引日に属するいずれの取引日においても、取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が当該時点で適用のある転換価額の130%に相当する金額を上回った場合、以降のいずれかの日を償還日として、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還することができます。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間以上前に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があります。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債権者は、本社債の発行から18ヶ月間が経過した日以降のいずれかの日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部の償還を請求することができます。かかる請求を行うために、本新株予約権付社債権者は、償還日の2週間以上前に、当社に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があり、かかる請求が行われた場合、当社は、当該請求に従い、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>(4) 当社は、割当予定先との間で2022年11月28日に本買取契約を締結する予定です。本買取契約において、(3)記載の譲渡制限に加え、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>※ ロックアップ</p> <p>当社は、割当予定先又はEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権付社債又は本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権付社債若しくは本新株予約権を発行する場合、本社債に付された新株予約権若しくは本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p>
-------------	------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(10)	その他	<p>※先買権 当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権又は本新株予約権付社債が残存している間において、割当予定先以外の第三者に対して当社普通株式若しくは当社の種類株式又は当社普通株式若しくは当社の種類株式に転換若しくは交換できる証券を発行又は交付しようとする場合には（以下、かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。）、割当予定先に対して、当該証券の発行又は交付を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該証券の発行又は交付に係る主要な条件及び内容（当該証券の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含むが、これに限られません。以下同じ。）を記載した書面により通知しなければなりません。</p> <p>割当予定先は、上記の通知を受領した場合、当社に対して、当該通知の受領日（当日を含みません。）から1週間以内に、当該通知に記載された条件及び内容により当該証券を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当予定先が当該条件と同一の条件により当該証券を引き受ける旨を当社に通知（以下、かかる通知を「応諾通知」といいます。）したときは、当社は、割当予定先に対して当該証券を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該証券を発行又は交付してはなりません。</p> <p>当社は、割当予定先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、上記通知により割当予定先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。</p> <p>なお、前記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとし、ます。</p> <p>① 当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は当社普通株式を発行若しくは交付する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。</p> <p>② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。</p> <p>③ 上記の他、当社と割当予定先とが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。</p> <p>また、当社が本条項に違反した場合には、割当予定先は当該行為により生じた損害及び逸失利益を合理的に計算の上、当社に対して違約金として提示します。当該提示が行われた場合、当社は割当予定先に対して遅滞なく当該違約金の金額を支払わなければなりません。</p>
------	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用	400	2022年11月～2023年9月
合計	400	

2. 第7回新株予約権の内容

(1)	割当日	2022年11月28日
(2)	発行新株予約権数	20,562個
(3)	発行価額	総額2,673,060円（新株予約権1個当たり130円）
(4)	当該発行による潜在株式数	2,056,200株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は140.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,056,200株であります。
(5)	調達資金の額	522,686,040円（注）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、252.9円とします。 本新株予約権の行使価額は、2023年5月28日に初回の修正がされ、以後6ヶ月が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を「第7回新株予約権修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、当該第7回新株予約権修正日に先立つ3取引日（但し、終値がない日を含みません。以下、本項において同じです。）間の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「第7回基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。なお、各第7回新株予約権修正日に先立つ3取引日間の期間中に第7回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値は、当該事由を勘案して調整されます。
(7)	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての第7回新株予約権を割当予定先に割り当てます。
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本買取契約を締結します。なお、ロックアップ及び先買権の内容については、上記「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容（10）その他」をご参照下さい。

(注) 調達資金の額は、第7回新株予約権の払込金額の総額に第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第7回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第7回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第7回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

(第7回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用	75	2022年11月～2023年9月
② 人材支援事業拡大のための事業資金	236	2022年11月～2023年9月
③ 事業構造転換のための資金	95	2022年11月～2023年9月
④ 借入金の返済	114	2022年11月～2023年9月
合計	520	

3. 第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の内容

(1)	割当日	2022年11月28日
(2)	発行新株予約権数	16,860個
(3)	発行価額	総額1,197,060円（新株予約権1個当たり71円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	1,686,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は140.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,686,000株であります。
(5)	調達資金の額	427,586,460円（注）
(6)	行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額は、252.9円とします。 (1) 第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「第8回新株予約権修正日」といいます。）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額（以下「第8回基準行使価額」といいます。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該第8回基準行使価額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が140.5円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての第8回新株予約権を割当予定先に割り当てます。

(8)	その他	<p>当社は、割当予定先との間で、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できること、上記行使許可に際して第8回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の売却先につき当社からの推薦があった場合には、割当予定先は、当該普通株式の売却につき当該売却先との間で誠実に交渉を行うこと、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、本新株予約権の発行要項第14項に基づく本新株予約権の取得については原則としてEVO FUNDの同意を要すること並びにロックアップ及び先買権等を規定する本買取契約を締結します。なお、ロックアップ及び先買権の内容については、上記「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容(10)その他」をご参照下さい。</p>
-----	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)調達資金の額は、第8回新株予約権の払込金額の総額に第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第8回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第8回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

(第8回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金	422	2022年11月～2024年9月
合 計	422	

6. 計算書類の株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,000,000	1,055,614	27,659	1,083,274	△402,021	△402,021	△0	1,681,253	
会計方針の変更による累積的影響額					15,181	15,181		15,181	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	1,055,614	27,659	1,083,274	△386,840	△386,840	△0	1,696,434	
当 期 変 動 額									
減 資	△990,000		990,000	990,000				-	
当 期 純 損 失					△707,159	△707,159		△707,159	
当 期 変 動 額 合 計	△990,000	-	990,000	990,000	△707,159	△707,159	-	△707,159	
当 期 末 残 高	10,000	1,055,614	1,017,659	2,073,274	△1,093,999	△1,093,999	△0	989,275	

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	1,681,253
会計方針の変更による累積的影響額	15,181
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,696,434
当 期 変 動 額	
減 資	-
当 期 純 損 失	△707,159
当 期 変 動 額 合 計	△707,159
当 期 末 残 高	989,275

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 計算書類の個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで7期連続となる営業損失、経常損失、8期連続となる当期純損失となり、当事業年度においても、営業損失624,791千円、経常損失589,134千円、当期純損失707,159千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当事業年度においても存在しております。当社は、当該事象または状況を解消するために以下の対応策を講じております。

1. 事業構造の改善

① 運営タイトルの選択と集中

当社で運営する既存タイトルについて更に見直しを進め、ユーザー課金額の減少により採算性が低下し、コスト削減等の改善施策をおこなっても収益性の回復が見込めないと判断したタイトルについては、早期にサービスの終了を進めてまいります。

なお、運営終了により生じたゲーム開発・運営人員は新規の開発受託、運営受託にシフトさせるほか、ゲーム支援事業を通じて他社のゲーム開発・運営現場へ派遣するなど人材リソースの効率的な活用を図ってまいります。

② 他社ゲームタイトル等の開発受託及び運営受託の強化

当社がこれまで行ってきたゲームタイトル開発と運営で培ったノウハウを生かして、他社ゲームタイトルの開発受託、運営受託により、安定した売上及び利益の確保を進めてまいります。

また、バーチャルリアリティやブロックチェーンといった新たな技術を取り入れたゲームの開発受託やゲーム事業で培った知見やノウハウを活用して消費者向けの新しいサービスや企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）関連の開発受託を進めてまいります。

③ 経費の削減

2022年7月にオフィスを移転縮小し、オフィス賃料の引き下げをおこないましたが、引き続き支払手数料や業務委託費などの全社的な管理コストの見直しや、サーバー費用、外注製作費、業務委託費などの製造経費の見直しにより、コスト削減を継続して進めてまいります。

④ 事業の集約化

中核事業にあたらぬ子会社や相応の先行投資が必要な子会社については、事業売却もしくはMBOによるグループからのスピンアウトを検討し、実行してまいります。

2. 事業資金の確保・維持

今後の事業活動資金の安定的な確保・維持のため、間接・直接を問わず幅広く資金調達の可能性について検討を進めてまいります。

なお、有価証券届出書に記載のとおり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行による資金調達を進めております。

以上の対応策を実施するとともに、今後も有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、主たる事業であるゲーム事業における運営タイトルの売上見込については将来の予測を含んでいること、新規の開発受託及び運営受託案件の獲得は現時点では不確実性があり、引き続き業績

の回復状況を慎重に見極める必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～22年

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社貸倒引当金 関係会社の債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金 関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

ロ. 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

(1) オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、従来、ユーザーがゲーム内通貨を使用し、アイテムを購入した時点で収益を認識しておりましたが、当事業年度よりユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識することとしました。

(2) 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、従来は、検収基準によって収益を認識しておりましたが、当事業年度より、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は29,607千円減少、売上原価は14,699千円減少、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ14,907千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は15,181千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社投融資の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社短期貸付金	72,000千円
関係会社長期貸付金	160,000千円
関係会社貸倒引当金	53,566千円
関係会社事業損失引当金	43,017千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対して、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、各関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

その結果、当事業年度において、関係会社短期貸付金に対する引当処理として、関係会社貸倒引当金繰入額39,960千円、債務超過額に対して関係会社事業損失引当金繰入額43,017千円を特別損失に計上しております。翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は2022年3月17日付開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。なお、2022年7月に本社の移転は完了しております。これに伴い、当社の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務につきましては、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金(定期預金) 120,000千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 39,996千円

長期借入金 76,675千円

計 116,671千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,592千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	50,000千円

- (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	161,313千円
長期金銭債権	160,000千円
短期金銭債務	42,531千円

7. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	551,998千円
営業取引以外の取引高	46,504千円

- (2) 関係会社貸倒引当金繰入額及び関係会社事業損失引当金繰入額

当社の連結子会社である株式会社OneSportsの財政状態及び経営成績を勘案し、当社所有の株式に対する評価及び債権にかかる将来の回収可能性等を見直した結果、当事業年度末において、関係会社貸倒引当金繰入額39,960千円、関係会社事業損失引当金繰入額43,017千円を計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式（株）	1,517	3,063	－	4,580

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,225,641千円
減価償却超過額	3,471千円
投資有価証券評価損	239,757千円
減損損失	7,110千円
その他	65,326千円
繰延税金資産小計	<u>2,541,307千円</u>
評価性引当額	<u>△2,541,307千円</u>
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
その他	<u>△2,541千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,541千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,541千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 オルトプラス高知	高知県 高知市	10,000	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有) 直接 100.0	出向者負担金の受取	出向者負担金の受取	11,567	その他流動資産	728
						役務の提供	役務の提供	6,180	未収入金	566
	株式会社 アイディアファクトリープラス	東京都 豊島区	10,000	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有) 直接 51.0	ロイヤリティの受取	ロイヤリティの受取	332,438	売掛金	34,127
						役務の提供	役務の提供	15,111	その他流動資産	1,129
	株式会社 OneSports	東京都 豊島区	1,000	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有) 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	52,000	関係会社短期貸付金	52,000
						貸倒引当金繰入	貸倒引当金繰入	39,960	関係会社貸倒引当金	53,566
						事業損失引当金繰入	事業損失引当金繰入	43,017	関係会社事業損失引当金	43,017
	株式会社 STAND	東京都 豊島区	26,000	人材マッチングサービス等	(所有) 直接 100.0	出向者負担金の受取	出向者負担金の受取	29,049	その他流動資産	-
						役務の提供	役務の提供	12,128	その他流動資産	1,738
						資金の貸付	資金の貸付	20,000	関係会社短期貸付金	20,000
関連会社	株式会社 DMMオンフレ	東京都 港区	10,000	オンラインクレーンゲーム事業等	(所有) 直接 20.0	資金の貸付	資金の貸付	-	関係会社短期貸付金	160,000
						出向者負担金の受取	出向者負担金の受取	5,100	その他流動資産	425

(注) 1. 取引金額は消費税抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で表示しております。

2. 業務の委託は、業務委託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 出向者負担金の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

4. ロイヤリティの受取については、契約締結時に、双方協議の上決定しております。
5. 諸経費の立替については、実費相当額であります。
6. 役務の提供は、役務提供契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。
7. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。
8. 株式会社OneSportsの短期貸付金に対し、合計53,566千円の関係会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計39,960千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 56円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 40円64銭 |

12. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象は、「連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。